令和５年度　社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

奈良県中央善意銀行助成金(ビギナーコース) 募集要項

奈良県中央善意銀行は、県内における地域福祉の推進を目的として、県民の皆様からの寄付をより効果的に反映させるため、善意の助成事業を実施しています。
令和５年度の助成事業では、以下のテーマに資する事業に対し助成を行います。

【テーマ】「地域づくりに資する住民と社会が協働した つながりづくり」

奈良県中央善意銀行では「一人ひとりが大切にされ、ともに支え合うまちづくり」の実現を目指し、地域福祉活動を目的とする団体に対して支援をしていきます。

１．対象団体

地域福祉活動を目的とする民間団体。法人格の有無は問いません。
ただし、過去３年以内（令和２年度～令和４年度の間）に本助成(ステップアップコース、奈良県中央善意銀行預託金配分事業も含む)を受けた団体は対象外とします。
※こちらの助成は、①活動歴１年未満の民間団体②過去、本助成、その他の助成を申請した経験がない民間団体に優先的に助成します。

２．対象事業

１）申請の対象となる事業は新規に取り組む事業であり、助成期間は原則申請年度のみとなります。

【テーマ】
「**地域づくりに資する住民と社会が協働した つながりづくり**」に資する事業に要する経費の一部又は全部（上限あり）に対し助成します。以下の【例】に係る地域福祉活動に係る事業を対象としています。

【例】
◆住民や地域の社会資源等と協働して事業を展開し、地域に福祉的効果を還元し、貢献する事業
◆福祉分野において特にサービスや要援護者への支援が十分に整備されていない分野を対象としている事業
◆要援護者への理解と要援護者が地域社会へ参加できるきっかけづくり等のため、地域社会に啓発を促す事業

２）次のいずれかに該当する事業、経費は対象外とします。

① 国または地方公共団体が実施する事業または実施を委託する事業
② 営利目的の事業（株式会社、有限会社など営利法人が実施する事業）
③ 社会福祉法人が実施する事業
④ 過去実施した事業、又は過去から実施されている継続的な事業（新規に取り組む事業を対象としています）
⑤ 実施団体名の変更のみで過去から実施されている継続的な事業、又は著しく類似した事業

⑥ 備品や物品購入のみを目的とした事業（活動に対する助成を主目的にしています）
⑦ 外部委託が助成申請金額の 50%以上を占める事業
⑧ 他の団体からの助成金を活用して実施する事業
（助成申請中での応募は可能ですが、本助成決定後に他の団体からの助成が確定した場合は、本助成の対象からはご辞退いただきます。）
⑨ 奈良県外で行われる事業
⑩ 個人の生活支援にかかる経費
⑪ 食料費、宿泊費、備品費（購入額の合計が３万円を超えた額）、図書費(購入額の合計が２万円を超えた額)、車両購入費、申請団体構成員に対する謝金、職員の人件費
※上記の費用を事業費に含む場合は、自己資金等他の財源から支出することがわかるよう申請事業収支予算書に明記してください。

３．事業実施期間

令和５年４月１日～令和６年３月３１日の間に実施する事業
※但し、助成の決定は令和５年６月中旬～下旬頃になります。

４．助成金額

１団体の上限金額　　１５万円（１０団体程度を予定）

５．選考方法・発表

奈良県中央善意銀行運営委員会において選考を行い、結果は令和５年６月下旬を目処に申込団体すべてに文書にてご通知します。なお、不採択にかかわる理由等についてはお知らせできませんので、予めご了承ください。

６．申込受付期間

令和５年３月１日（水）～４月１４日（金）当日消印有効
※持参の場合の受付時間は、９時から１７時とします。
※可能な限りお早めに申請してください。

７．申込方法

別紙「奈良県中央善意銀行助成金申請書類」（第１号様式、様式１、申請事業収支予算書）に必要事項を記入の上、必要な添付書類を添えて下記宛に郵送してください。場合によっては、電話等で事業内容のヒアリングを行うことがあります。なお、ご提出いただいた書類等の返却はできませんので、予めご了承ください。

申請書については、奈良県社会福祉協議会ホームページ 助成金情報よりダウンロードできます。郵送にて申請書送付希望の場合は下記《お問合せ先》までご連絡ください。

◆奈良県社会福祉協議会　　https://nara-shakyo.jp/pages/107/

８．その他

１）助成が決定した団体には、事業終了後２ヶ月以内または令和６年４月５日（金）のいずれか早い方の日までに、事業報告ならびに決算報告を所定の様式に従い作成し、ご提出いただきます。また事業実施期間中に事業内容の変更が生じた場合は、所定の様式により変更申請が必要になります。

２）助成が決定した場合、団体名や助成内容を公表させていただく場合がありますので、予めご了承ください。また、本会が実施するセミナー等において助成事業の活動報告をしていただくことがあります。

３）下記のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部を返還いただきます。

①申請事業の決算額が、助成金額を下回ったとき

②助成決定後、事業を停止または休止したとき

③助成決定後、事業を実施しなかったとき

《お問合せ先》

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会　総合ボランティアセンター

福祉教育・ボランティア活動係（担当：田中、水本）

〒634-0061　橿原市大久保町320-11　県社会福祉総合センター2F

ＴＥＬ：0744-29-0155　ＦＡＸ：0744-26-0234

※月～土（祝日除く）8:30～17:00